平成２２年（フ）第１１４７号
札幌市豊平区平岸４条10丁目７番15号　シーガルハウス101号
債務者　阿久津敏紀
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５８号
札幌市東区中沼町16―17、住民票上の住所釧路市豊川町９番９号
債務者　川村　　仁
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６１号
札幌市厚別区大谷地東４丁目２番１―208号
債務者　惠田　正一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８０号
北海道江別市幸町21番地の16　白蘭マンション221
債務者　辻　やよい（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８４号
札幌市中央区南19条西16丁目７番16号　クラール伏見305号
債務者　折原　和恵
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８５号
札幌市東区北26条東14丁目１番23―306号
債務者　宮下　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２２号
札幌市北区新川西４条３丁目12番18号
債務者　高山　厚子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８号
北海道室蘭市港南町２丁目12番13―304号
債務者　遠藤キヨシ
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
北海道登別市富岸町３丁目66番地１　パークアベニューⅡ102号室、前住所北海道登別市桜木町４丁目１番地１　桜木団地７―746
債務者　室本　雄太
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
北海道室蘭市緑町９番16号
債務者　福澤　高広
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
北海道室蘭市日の出町２丁目10番３号、前住所北海道室蘭市日の出町２丁目31番18号
債務者　前田　　優
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
北海道白老郡白老町字石山107番地41
債務者　後藤亜紀子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
北海道虻田郡倶知安町南三条西２丁目10番地１　方書第１コーポ１号
債務者　在田　敏雄
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
盛岡市西青山３丁目11番15号　１号館202号
債務者　中村めぐみ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４１号
岩手県花巻市下シ沢字野口９番地12
債務者　照井　教行
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７５号
宮城県大崎市古川荒谷字新町東30番地４
債務者　今野美奈子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
群馬県高崎市吉井町本郷653番地14
債務者　萩　　孝子（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１１８号
群馬県富岡市中高瀬323番地１
債務者　青柳　政彦
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　前橋地方裁判所高崎支部